

令和4年6月14日開会

むつ市議会第252回定例会提案理由(1)

ただいま上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

議案第31号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び議案第32号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、これら2議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税及び介護保険料の減免の対象期間を令和5年3月31日まで延長するためのものです。

以上をもちまして、上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年6月14日開会

むつ市議会第252回定例会議案（1）

目

次

議案第31号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	5
議案第32号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例	7

議案第31号

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の対象期間を令和5年3月31日まで延長するためのものである。

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第21項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第21項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 3 2 号

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 4 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の対象期間を令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長するためのものである。

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例

むつ市介護保険条例（平成12年むつ市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第15条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

むつ市議会第252回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（1）

目

次

議案第 3 1 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
議案第 3 2 号	むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	7

議案第31号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>21 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>21 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和3年度分までの国民健康保険税(国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険の被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第26条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

議案第32号参考資料

むつ市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第15条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和4年度分までの保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第15条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている令和元年度分から令和3年度分までの保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

むつ市議会第252回定例会提案理由(2)

ただいま上程されました4議案11報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市有林野への分収造林を推進するため、分収林を設定する市有林野の対象を拡大し、その契約に係る資格を緩和するほか、所要の条文整備を行うためのものであります。

次に、議案第34号及び議案第35号の財産の取得についてであります。これらは、大畑庁舎に配備しております除雪ドーザ及び市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを、老朽化に伴い更新するためのものであります。

次に、議案第36号 令和4年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、2億783万7,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、394億8,584万円となります。

まず、歳出についてであります。総務費では、マイナポイント事業におけるポイント付与申込支援業務の外部委託経費として、マイナンバーカード普及促進支援事業費を計上しておりますほか、人事給与システム更新事業費及び下北文化会館改修事業費を増額しております。

民生費には、住民税非課税世帯等を対象として1世帯当たり10万円を現金給付するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費を計上しております。

農林水産業費には、農地調査等の効率化と地域及び国の農地情報の共有化を図る経費を計上しておりますほか、次世代を担う農業者を志す方々の経営開始等を支援するための補助金を計上しております。

土木費及び教育費には、雪害により破損した市営住宅及び地区公民館の修繕費用をそれぞれ計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国・県支出金に歳出との関連において補助見込額を、市債には事業との関連において借入見込

額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

次に、報告第17号及び報告第19号についてであります。これらは、令和3年度むつ市一般会計及び令和3年度むつ市水道事業会計において、継続費を設定しております事業に係る逡次繰越しについて、報告するものであります。

次に、報告第18号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製いたしましたので、報告するものであります。

次に、報告第20号についてであります。これは、令和3年度むつ市下水道事業会計において、翌年度に予算を繰り越した事業について、報告するものであります。

次に、報告第21号についてであります。これは、地方税法等の一部改正に伴い、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る改正等をしております。

次に、報告第22号についてであります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、国民健康保険税に係る課税限度額を改めております。

次に、報告第23号及び報告第24号についてであります。これらは、租税特別措置法等の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及びむつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、引用する部分について、所要の条文整理をしております。

次に、報告第25号についてであります。これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関

する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限の延長等をしたほか、所要の条文整理をしております。

次に、報告第26号についてであります。これは、令和3年度むつ市一般会計補正予算でありまして、事業費の確定及び決算見込みにより、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第27号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し支給する子育て世帯生活支援特別給付金を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案11報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

むつ市議会第252回定例会議案（2）

目 次

議案第 3 3 号	むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例	5
議案第 3 4 号	財産の取得について (除雪ドーザ(11t級))	7
議案第 3 5 号	財産の取得について (校務用ノートパソコン等)	9
議案第 3 6 号	令和4年度むつ市一般会計補正予算	11
報告第 1 7 号	令和3年度むつ市一般会計継続費繰越計算書	13
報告第 1 8 号	令和3年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書	17
報告第 1 9 号	令和3年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書	23
報告第 2 0 号	令和3年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書	27
報告第 2 1 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市税条例等の一部を改正する条例)	31
報告第 2 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	39
報告第 2 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置 に関する条例の一部を改正する条例)	43
報告第 2 4 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に 関する条例の一部を改正する条例)	47
報告第 2 5 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関 する条例の一部を改正する条例)	51
報告第 2 6 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和3年度むつ市一般会計補正予算)	55
報告第 2 7 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度むつ市一般会計補正予算)	57

議案第33号

むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例

むつ市分収林設定条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市有林野への分収造林を推進するため、分収林を設定する市有林野の対象を拡大し、その契約に係る資格を緩和するほか、所要の条文整備をするものである。

むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例

むつ市分収林設定条例（昭和39年むつ市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新市町村建設促進法（昭和31年法律第164号）第25条の規定により国から払下げを受けた」を削り、「住民の財産を造成し、民生の安定を図る」を「森林資源の造成及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資する」に改める。

第2条第2項中「に団体を組織したもの」を「とする法人その他の団体」に改める。

第4条中「本市に居住する住民で造林を目的に団体を組織したもの」を「造林、保育及び管理を行う十分な能力を有する造林者」に改める。

第8条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同条第4号中「時期」の次に「及び方法」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 植栽の期間及び方法
- (5) 保育の方法

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のむつ市分収林設定条例の規定は、施行日以後に締結される分収林契約から適用し、同日前に締結された分収林契約については、なお従前の例による。

議案第34号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産
物品

品名	数量
除雪ドーザ（11t級）	1台

- 2 契約の相手方 むつ市南赤川町15番16号
 コマツカスタマーサポート株式会社
 東北カンパニー八戸支店建機むつ営業所
 所長 木村 健一
- 3 取得価格 15,400,000円
- 4 取得の目的 むつ市役所大畑庁舎の車両を更新する。
- 5 契約の方法 指名競争入札

議案第 35 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを、老朽化に伴い更新するためのものである。

1 取得する財産

物品 校務用ノートパソコン等

品 名	数 量
ノートパソコン（ソフトウェア含む。）	178台

2 契約の相手方 むつ市小川町一丁目6番1号

株式会社東京堂

代表取締役社長 内 田 征 吾

3 取得価格 16,182,540円

4 取得の目的 市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを更新する。

5 契約の方法 指名競争入札

議案第36号

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第17号

令和3年度むつ市一般会計継続費繰越計算書

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和3年度むつ市一般

款	項	事業名	継続費 の総額	令和3年度継続費予算現額		
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計
10 教育費	4 社会教育費	重要文化財旧大湊水源 地水道施設修理事業	円 162,507,000	円 71,990,000	円 10,126,000	円 82,116,000

令和4年6月14日提出

会計継続費繰越計算書

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰越金	特 定 財 源		
				国・ 支 出 金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
40,460,980	41,655,020	41,655,020	2,333,020	19,022,000	20,300,000	

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

報告第18号

令和3年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和3年度むつ市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
2 総務費	1 総務管理費	社会保障・税番号制度 対応事業	円 5,280,000	円 5,280,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等 に対する臨時特別給付金 事業	459,536,000	172,893,763
		3 児童福祉費	子育て世帯への臨時特 別給付（先行給付金） 事業	5,011,000
		子育て世帯への臨時特 別給付金事業	5,000,000	5,000,000
		放課後児童支援員等処 遇改善臨時特例事業	4,158,000	4,158,000
		保育士等処遇改善臨時 特例実施円滑化事業	364,000	363,466
		保育士等処遇改善臨時 特例事業	29,740,000	29,739,582
4 衛生費	2 清掃費	災害等廃棄物処理事業	41,145,000	41,145,000
6 農林水産業費	4 水産業費	災害関連緊急大規模漂 着流木等処理対策事業	14,191,000	14,191,000
		むつ地区水産物供給基 盤機能保全事業	20,500,000	20,500,000
		関根地区漁村再生交付 金事業	45,165,000	45,165,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円 4,592,000	円	円	円 688,000
	172,893,763			
	5,011,000			
	5,000,000			
	4,158,000			
	363,466			
	29,739,582			
	20,552,000			20,593,000
	6,935,500	6,900,000		355,500
	15,000,000	5,200,000		300,000
	31,145,750	11,900,000		2,119,250

7 商工費	1 商工費	むつ市プレミアム付商品券事業	65,791,000	65,791,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	109,301,000	94,242,000
		道路整備事業（釜臥山恐山線整備事業）	35,000,000	35,000,000
10 教育費	4 社会教育費	人と本をつなげるまちづくり事業	23,043,000	23,043,000
14 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	災害復旧事業（河川災害復旧）	233,680,000	186,040,570
	2 農林水産業施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	17,210,000	17,210,000
計			1,114,115,000	764,773,381

令和4年6月14日提出

	65,791,000			
	52,894,000	39,200,000		2,148,000
		33,100,000		1,900,000
		19,300,000		3,743,000
	101,458,000	50,600,000		33,982,570
	2,195,000			15,015,000
	517,729,061	166,200,000		80,844,320

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

報告第19号

令和3年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、令和3年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和3年度むつ市水道事業

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務 発生 (見込)額	残 額
				予算計上額	前年度繰越 繰越額	計		
1	1	水道管路緊急改善事業	円 1,417,251,000	円 326,271,000	円 12,990,838	円 339,261,838	円 290,806,815	円 48,455,023
		水道施設整備事業	円 1,630,284,000	円 76,886,000	円 17,537,316	円 94,423,316	円 74,745,000	円 19,678,316
計			円 3,047,535,000	円 403,157,000	円 30,528,154	円 433,685,154	円 365,551,815	円 68,133,339

会計継続費繰越計算書

翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
	企業債	国庫補助金	一般会計 負担金	当年度 損益勘 定金	
円 48,455,023	円	円	円	円 48,455,023	円 0
円 19,678,316				円 19,678,316	円 0
円 68,133,339				円 68,133,339	円 0

報告第20号

令和3年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和3年度むつ市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

令和3年度むつ市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1	1	下水道整備事業 (むつ市公共下水道むつ下水浄化センター建設工事委託事業)	858,000,000	195,000,000	663,000,000
			円	円	円

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
国庫補助金	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	
332,942,000	329,900,000	158,000		0	令和2年度における委託先での工事の発注において不調・不落が発生したことによる繰越の影響により、年度内に事業を完了することが困難となったため

報告第21号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除に係る改正等をしたものである。

むつ市専決第11号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市税条例等の一部を改正する条例

令和4年3月31日公布

むつ市条例第11号

(むつ市税条例の一部改正)

第1条 むつ市税条例(昭和35年むつ市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第18条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第18条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第20条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第20条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第20条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第20条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第32条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第35条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第4項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第9条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損

失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第19条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の4の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の4の2第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第24条の4を削る。

附則第25条（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第25条の2（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第27条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第34条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

(むつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 むつ市税条例等の一部を改正する条例（令和3年むつ市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条のうちむつ市税条例第20条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第12条第2項及び第20条の3の3第1項並びに附則第4条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中むつ市税条例第20条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第20条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第6条の3の2第1項及び第19条第3項の改正規定並びに同条例附則第24条の4を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中むつ市税条例第17条第4項及び第6項、第18条の9第1項及び第2項、第20条の2第1項ただし書及び第2項、第20条の3第2項及び第3項並びに第35条の7の改正規定並びに同条例附則第16条第2項、第20条の4第4項並びに第20条の4の2第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（むつ市税条例等の一部を改正する条例（令和3年むつ市条例第13号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のむつ市税条例（以下「新条例」という。）第

20条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき20条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前のむつ市税条例（次項において「旧条例」という。）第20条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第20条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第20条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第20条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後のむつ市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第22号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る課税限度額を改めたものである。

むつ市専決第12号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日公布

むつ市条例第12号

むつ市国民健康保険税条例（平成19年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のむつ市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第23号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、条文整理をしたものである。

むつ市専決第13号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

令和4年3月31日公布

むつ市条例第13号

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（昭和62年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条第3項の表の第2号」を「第12条第4項の表の第2号」に、「第45条第2項の表の第2号」を「第45条第3項の表の第2号」に改める。

第2条中「第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号」を「第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第24号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、条文整理をしたものである。

むつ市専決第14号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部
を改正する条例

令和4年3月31日公布

むつ市条例第14号

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和3年
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項の表の第1号」を「第12条第4項の表の第1号」に、
「第45条第2項の表の第1号」を「第45条第3項の表の第1号」に、「第28
条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第25号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限の延長等をしたほか、所要の条文整理をしたものである。

むつ市専決第15号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を
改正する条例

令和4年3月31日公布
むつ市条例第15号

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例（平成28年
むつ市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を
「3年を」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第
42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条
の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、
「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第6条中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第26号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第16号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第27号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第19号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月27日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,485,840千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月14日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,303,889	135,630	8,439,519
	2. 国庫補助金	3,777,382	135,630	3,913,012
16. 県支出金		2,614,954	10,655	2,625,609
	2. 県補助金	831,590	10,655	842,245
19. 繰入金		1,260,489	1,675	1,262,164
	1. 基金繰入金	1,260,248	1,675	1,261,923
20. 諸収入		2,475,102	40,377	2,515,479
	4. 受託事業収入	74,292	1,988	76,280
	5. 雑収入	117,818	38,389	156,207
21. 市債		5,455,300	19,500	5,474,800
	1. 市債	5,455,300	19,500	5,474,800
歳入合計		39,278,003	207,837	39,485,840

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,135,436	48,543	4,183,979
	1. 総務管理費	3,396,806	48,543	3,445,349
3. 民生費		10,103,914	110,000	10,213,914
	1. 社会福祉費	2,577,648	110,000	2,687,648
6. 農林水産業費		785,026	10,905	795,931
	1. 農業費	210,131	10,905	221,036
8. 土木費		3,077,014	30,778	3,107,792
	6. 住宅費	1,195,002	30,778	1,225,780
10. 教育費		2,980,479	7,611	2,988,090
	4. 社会教育費	583,235	7,611	590,846
歳出合計		39,278,003	207,837	39,485,840

第2表

地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気通信施設整備	千円 93,900	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 による借り入 れにおいては 当該見直し後 の利率)	借入先融資 条件による	千円 95,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
文化会館整備	38,600				56,600			
変更後の累計	5,455,300				5,474,800			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	0	5,758,554
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	0	4,000
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	0	11,900
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	0	23,600
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0	58,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	0	1,360,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	0	13,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	0	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	0	32,001
11. 地 方 交 付 税	10,990,000	0	10,990,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	0	4,569
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	0	121,055
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	8,303,889	135,630	8,439,519
16. 県 支 出 金	2,614,954	10,655	2,625,609
17. 財 産 収 入	28,788	0	28,788
18. 寄 附 金	201,800	0	201,800
19. 繰 入 金	1,260,489	1,675	1,262,164
20. 諸 収 入	2,475,102	40,377	2,515,479
21. 市 債	5,455,300	19,500	5,474,800
歳 入 合 計	39,278,003	207,837	39,485,840

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	243,016	0	243,016				
2. 総務費	4,135,436	48,543	4,183,979	25,630	19,500	1,988	1,425
3. 民生費	10,103,914	110,000	10,213,914	110,000			
4. 衛生費	5,154,921	0	5,154,921				
5. 労働費	66,588	0	66,588				
6. 農林水産業費	785,026	10,905	795,931	10,655			250
7. 商工費	872,797	0	872,797				
8. 土木費	3,077,014	30,778	3,107,792			30,778	
9. 消防費	2,446,026	0	2,446,026				
10. 教育費	2,980,479	7,611	2,988,090			7,611	
11. 公債費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸支出金	4,685,508	0	4,685,508				
13. 予備費	25,000	0	25,000				
歳出合計	39,278,003	207,837	39,485,840	146,285	19,500	40,377	1,675

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	78,105	25,630	103,735	1 総務管理費 補助金	25,630	社会保障・税番号制度カード関連事務交付金
2 民生費国庫 補助金	284,564	110,000	394,564	1 社会福祉費 補助金	110,000	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 <u>110,000</u> 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事 業 110,000
計	3,777,382	135,630	3,913,012			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業 費県補助金	128,406	10,655	139,061	1 農業費補助 金	10,655	農地情報収集等業務効率化支援事業費補助金 <u>155</u> 農業振興費補助金 <u>10,500</u> 新規就農者育成総合対策事業費補助金 <u>10,500</u>
計	831,590	10,655	842,245			

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 財政調整基 金繰入金	95,454	1,675	97,129	1 財政調整基 金繰入金	1,675	財政調整基金繰入金
計	1,260,248	1,675	1,261,923			

第20款 諸収入
第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費受託 事業収入	29,365	1,988	31,353	1 総務管理費 受託事業収 入	1,988	人事給与とシステム更新等負担金
計	74,292	1,988	76,280			

第20款 諸収入
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	108,542	38,389	146,931	1 雑入	38,389	建物災害共済金
計	117,818	38,389	156,207			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1,698,200	19,500	1,717,700	1 総務管理債	19,500	電気通信施設整備債 <u>1,500</u> 文化会館整備債 <u>18,000</u>
計	5,455,300	19,500	5,474,800			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		39,278,003	207,837	39,485,840

歳出

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
20 経営改善 費	145,897	25,630	171,527	25,630			12 委託料	25,630	マイナンバーカード普及 促進支援事業費	
22 情報管理 費	342,177	3,960	346,137		1,500	1,988	472 12 委託料	3,960	人事給与システム更新事 業費	
23 コミュニ ティセン ター管理 費	139,797	18,953	158,750		18,000		953 14 工事請負 費	18,953	下北文化会館改修事業費	
計	3,396,806	48,543	3,445,349	25,630	19,500	1,988	1,425			

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
11 住民税非 課税世帯 等に対す る臨時特 別給付金 措置費	0	110,000	110,000	110,000			18 負担金補 助及び交 付金	110,000	令和4年度住民税非課税 世帯等に対する臨時特別 給付金事業費	
計	2,577,648	110,000	2,687,648	110,000						

第6款 農林水産業費

第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 農業委員 会費	17,427	405	17,832	155			250 11 役務費	226	農地情報収集等事務効率 化支援事業費	
							13 使用料及 び賃借料	24		
							17 備品購入 費	155		
3 農業振興 費	35,788	10,500	46,288	10,500			18 負担金補 助及び交 付金	10,500	新規就農者育成総合対策 事業費	
計	210,131	10,905	221,036	10,655			250			

第8款 土木費
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 住宅管理 費	32,554	30,778	63,332			30,778		14 工事請負 費	30,778	川内地区市営住宅屋根改 修事業費
計	1,195,002	30,778	1,225,780			30,778				

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 公民館費	126,531	7,611	134,142			7,611		14 工事請負 費	7,611	川内地区公民館屋根改修 事業費
計	583,235	7,611	590,846			7,611				

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	39,278,003	207,837	39,485,840	146,285	19,500	40,377	1,675	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	37,128,609	36,330,634	5,455,300	19,500	5,474,800	4,565,745		4,565,745	37,737,699	19,500	37,757,199
(1)総務	17,956,927	17,356,385	1,698,200	19,500	1,717,700	2,333,697		2,333,697	16,771,277	19,500	16,790,777
(2)民生	469,147	496,138	45,500		45,500	27,674		27,674	515,064		515,064
(3)衛生	608,759	551,567	606,000		606,000	77,736		77,736	1,106,702		1,106,702
(4)農林水産業	1,476,752	1,357,707	190,000		190,000	217,572		217,572	1,333,728		1,333,728
(5)商工	80,768	108,681	8,300		8,300	17,729		17,729	116,808		116,808
(6)土木	4,467,347	4,522,563	624,200		624,200	547,791		547,791	4,803,055		4,803,055
(7)公営住宅	1,314,339	1,281,310	715,300		715,300	210,854		210,854	1,790,592		1,790,592
(8)消防	1,601,844	1,533,128	669,700		669,700	168,681		168,681	2,052,561		2,052,561
(9)教育	7,966,109	7,794,930	814,200		814,200	858,386		858,386	7,892,845		7,892,845
(10)公営企業	1,186,617	1,328,225	83,900		83,900	105,625		105,625	1,355,067		1,355,067
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,433,300	2,695,812	342,500		342,500	243,549		243,549	2,794,763		2,794,763
2. 災害復旧債	7,339	111,936				2,736		2,736	114,400		114,400
(1)公共施設	2,640	1,920				920		920			
(2)衛生											
(3)農林水産業									5,100		5,100
(4)土木	2,979	109,154				954		954	109,300		109,300
(5)商工											
(6)教育	1,720	862				862		862			
合 計	37,135,948	36,442,570	5,455,300	19,500	5,474,800	4,568,481		4,568,481	37,852,099	19,500	37,871,599

令和3年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和3年度むつ市一般会計補正予算

令和3年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ984,637千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,598,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市	税	4,915,350	471,000	5,386,350
	2. 固定資産税	1,635,721	471,000	2,106,721
2. 地方譲与税		227,000	1,426	228,426
	1. 地方揮発油譲与税	40,000	7,935	47,935
	2. 自動車重量譲与税	142,000	△ 4,945	137,055
	3. 森林環境譲与税	45,000	△ 1,564	43,436
3. 利子割交付金		4,600	△ 634	3,966
	1. 利子割交付金	4,600	△ 634	3,966
4. 配当割交付金		27,000	△ 8,910	18,090
	1. 配当割交付金	27,000	△ 8,910	18,090
5. 株式等譲渡所得割交付金		11,933	4,958	16,891
	1. 株式等譲渡所得割交付金	11,933	4,958	16,891
6. 法人事業税交付金		22,700	41,800	64,500
	1. 法人事業税交付金	22,700	41,800	64,500
7. 地方消費税交付金		1,200,000	159,953	1,359,953
	1. 地方消費税交付金	1,200,000	159,953	1,359,953
8. 環境性能割交付金		10,900	3,497	14,397
	1. 環境性能割交付金	10,900	3,497	14,397
9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		82,305	△ 3,390	78,915
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	82,305	△ 3,390	78,915
10. 地方特例交付金		653,041	△ 558,033	95,008
	1. 地方特例交付金	42,041	△ 1,087	40,954
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	611,000	△ 556,946	54,054
11. 地方交付税		11,744,050	293,140	12,037,190
	1. 地方交付税	11,744,050	293,140	12,037,190
12. 交通安全対策特別交付金		4,367	335	4,702
	1. 交通安全対策特別交付金	4,367	335	4,702
13. 分担金及び負担金		133,011	△ 277	132,734
	1. 負担金	132,981	△ 277	132,704
14. 使用料及び手数料		259,127	△ 1,121	258,006
	2. 手数料	146,343	△ 1,121	145,222
15. 国庫支出金		10,276,535	△ 528,580	9,747,955
	1. 国庫負担金	4,931,459	△ 285,303	4,646,156
	2. 国庫補助金	5,334,339	△ 243,277	5,091,062
16. 県支出金		3,127,790	△ 151,623	2,976,167
	1. 県負担金	1,605,147	△ 128,686	1,476,461
	2. 県補助金	1,313,249	△ 1,098	1,312,151
	3. 県委託金	209,394	△ 21,839	187,555
17. 財産収入		36,774	△ 1	36,773
	1. 財産運用収入	18,827	△ 1	18,826
18. 寄附金		248,723	15,231	263,954
	1. 寄附金	248,723	15,231	263,954
19. 繰入金		2,162,198	△ 185,150	1,977,048
	1. 基金繰入金	2,161,957	△ 185,150	1,976,807
20. 諸収入		2,440,168	△ 3,158	2,437,010
	4. 受託事業収入	24,596	△ 120	24,476
	5. 雑収入	130,389	△ 3,038	127,351
21. 市債		5,657,458	△ 535,100	5,122,358
	1. 市債	5,657,458	△ 535,100	5,122,358
歳入合計		43,582,658	△ 984,637	42,598,021

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		244,486	△ 18,500	225,986
	1. 議 会 費	244,486	△ 18,500	225,986
2. 総 務 費		4,839,999	1,051,241	5,891,240
	1. 総 務 管 理 費	4,267,482	1,055,731	5,323,213
	2. 徴 税 費	275,258	△ 190	275,068
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	152,938	△ 3,900	149,038
	4. 選 挙 費	82,806	△ 400	82,406
3. 民 生 費		12,467,820	△ 871,816	11,596,004
	1. 社 会 福 祉 費	3,912,283	△ 341,395	3,570,888
	2. 老 人 福 祉 費	1,323,699	△ 19,570	1,304,129
	3. 児 童 福 祉 費	4,706,444	△ 398,888	4,307,556
	4. 生 活 保 護 費	2,525,394	△ 111,963	2,413,431
4. 衛 生 費		4,939,367	△ 373,499	4,565,868
	1. 保 健 衛 生 費	2,956,068	△ 188,152	2,767,916
	2. 清 掃 費	1,983,299	△ 185,347	1,797,952
5. 労 働 費		36,579	△ 21,800	14,779
	1. 労 働 諸 費	36,579	△ 21,800	14,779
6. 農 林 水 産 業 費		712,151	△ 36,739	675,412
	1. 農 業 費	239,941	△ 21,931	218,010
	2. 畜 産 業 費	94,658	△ 2,540	92,118
	3. 林 業 費	61,934	4,819	66,753
	4. 水 産 業 費	315,618	△ 17,087	298,531
7. 商 工 費		1,452,146	△ 146,381	1,305,765
	1. 商 工 費	1,452,146	△ 146,381	1,305,765
8. 土 木 費		2,550,459	△ 221,456	2,329,003
	1. 土 木 管 理 費	339,887	△ 1,151	338,736
	2. 道 路 橋 り よ う 費	1,455,221	△ 34,103	1,421,118
	3. 河 川 費	87,492	△ 13,106	74,386
	5. 都 市 計 画 費	519,380	△ 168,015	351,365
	6. 住 宅 費	148,349	△ 5,081	143,268
9. 消 防 費		1,880,386	△ 70,281	1,810,105
	1. 消 防 費	1,880,386	△ 70,281	1,810,105
10. 教 育 費		3,090,461	△ 203,741	2,886,720
	1. 教 育 総 務 費	600,405	△ 30,635	569,770
	2. 小 学 校 費	502,265	△ 25,073	477,192
	3. 中 学 校 費	359,395	△ 12,170	347,225
	4. 社 会 教 育 費	574,125	△ 18,607	555,518
	5. 保 健 体 育 費	1,054,271	△ 117,256	937,015
11. 公 債 費		5,977,017	△ 28,423	5,948,594
	1. 公 債 費	5,977,017	△ 28,423	5,948,594
12. 諸 支 出 金		5,033,106	△ 42,923	4,990,183
	1. 公 営 企 業 費	5,033,106	△ 42,923	4,990,183
14. 災 害 復 旧 費		333,681	△ 319	333,362
	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	311,981	△ 319	311,662
	2. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	21,700	0	21,700
歳 出 合 計		43,582,658	△ 984,637	42,598,021

第2表

地 方 債 補 正

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
電気通信施設整備	55,800	普通貸借	5.0%以内	借入先融資	48,400	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
庁舎整備	229,700		(ただし、利率見直し方式	条件による	197,200			
基金造成	60,000		による借り入れ		48,000			
財産管理	3,200		においては		3,100			
社会福祉施設整備	21,500		当該見直し後		20,200			
老人福祉施設整備	4,000		の利率)		3,300			
清掃施設整備	42,900				16,000			
農業施設整備	2,700				2,500			
畜産基盤整備	13,300				11,300			
漁港整備	48,900				48,800			
漁港管理	7,400				6,000			
観光施設整備	2,800				2,700			
商工施設整備	29,000				14,900			
産業振興	24,300				23,100			
道路橋りょう整備	304,000				274,700			
河川整備	60,300				46,300			
公園施設整備	2,200				2,000			
街路整備	116,700				44,700			
コンパクトシティ推進	154,300				65,500			
公営住宅整備	89,300				84,400			
消防施設整備	33,300				30,600			
災害援護資金貸付金	18,900				1,300			
小学校整備	96,000				57,100			
中学校整備	44,400				42,400			
中学校管理	55,000				53,900			
社会教育施設整備	83,000				76,500			
重要文化財修復事業	32,400				32,300			
体育施設整備	53,500				35,600			
医療施設整備	8,800				4,600			
上水道事業	218,600				174,200			
都市災害復旧	5,300				5,200			

(廃 止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
学校給食施設整備	千円								決算見込みに係る 予算執行状況 や、他財源の確保 による
農地農業用施設災害復旧	85,300 5,100	普通貸借	5.0%以内	借入先融資 条件による	— —	— —	— —	— —	

	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
変更及び廃止後の累計	5,657,458				5,122,358			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	4,915,350	471,000	5,386,350
2. 地 方 譲 与 税	227,000	1,426	228,426
3. 利 子 割 交 付 金	4,600	△ 634	3,966
4. 配 当 割 交 付 金	27,000	△ 8,910	18,090
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,933	4,958	16,891
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	22,700	41,800	64,500
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,200,000	159,953	1,359,953
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	3,497	14,397
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	82,305	△ 3,390	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	653,041	△ 558,033	95,008
11. 地 方 交 付 税	11,744,050	293,140	12,037,190
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,367	335	4,702
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	133,011	△ 277	132,734
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	259,127	△ 1,121	258,006
15. 国 庫 支 出 金	10,276,535	△ 528,580	9,747,955
16. 県 支 出 金	3,127,790	△ 151,623	2,976,167
17. 財 産 収 入	36,774	△ 1	36,773
18. 寄 附 金	248,723	15,231	263,954
19. 繰 入 金	2,162,198	△ 185,150	1,977,048
20. 諸 収 入	2,440,168	△ 3,158	2,437,010
21. 市 債	5,657,458	△ 535,100	5,122,358
22. 繰 越 金	337,628	0	337,628
歳 入 合 計	43,582,658	△ 984,637	42,598,021

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	244,486	△ 18,500	225,986				△ 18,500
2. 総 務 費	4,839,999	1,051,241	5,891,240	36,960	△ 52,000	△ 41,997	1,108,278
3. 民 生 費	12,467,820	△ 871,816	11,596,004	△ 643,730	△ 2,000	△ 6,734	△ 219,352
4. 衛 生 費	4,939,367	△ 373,499	4,565,868	△ 133,901	△ 26,900	3,178	△ 215,876
5. 労 働 費	36,579	△ 21,800	14,779	△ 19,900		△ 269	△ 1,631
6. 農 林 水 産 業 費	712,151	△ 36,739	675,412	19,436	△ 3,700	△ 799	△ 51,676
7. 商 工 費	1,452,146	△ 146,381	1,305,765	44,262	△ 15,400	11,789	△ 187,032
8. 土 木 費	2,550,459	△ 221,456	2,329,003	76,864	△ 209,200	3,017	△ 92,137
9. 消 防 費	1,880,386	△ 70,281	1,810,105	△ 41,568	△ 20,300	△ 5,756	△ 2,657
10. 教 育 費	3,090,461	△ 203,741	2,886,720	△ 10,412	△ 151,800	△ 84,141	42,612
11. 公 債 費	5,977,017	△ 28,423	5,948,594				△ 28,423
12. 諸 支 出 金	5,033,106	△ 42,923	4,990,183		△ 48,600	△ 6,091	11,768
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	333,681	△ 319	333,362	△ 8,214	△ 5,200		13,095
歳 出 合 計	43,582,658	△ 984,637	42,598,021	△ 680,203	△ 535,100	△ 127,803	358,469

歳入

第1款 市税

第2項 固定資産税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 固定資産税	1,579,353	471,000	2,050,353	1 現年課税分	471,000	決算見込み
計	1,635,721	471,000	2,106,721			

第2款 地方譲与税

第1項 地方揮発油譲与税

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油 譲与税	40,000	7,935	47,935	1 地方揮発油 譲与税	7,935	交付額決定により
計	40,000	7,935	47,935			

第2款 地方譲与税

第2項 自動車重量譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量 譲与税	142,000	△ 4,945	137,055	1 自動車重量 譲与税	△ 4,945	交付額決定により
計	142,000	△ 4,945	137,055			

第2款 地方譲与税

第3項 森林環境譲与税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲 与税	45,000	△ 1,564	43,436	1 森林環境譲 与税	△ 1,564	交付額決定により
計	45,000	△ 1,564	43,436			

第3款 利子割交付金

第1項 利子割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付 金	4,600	△ 634	3,966	1 利子割交付 金	△ 634	交付額決定により
計	4,600	△ 634	3,966			

第4款 配当割交付金
第1項 配当割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 配当割交付 金	27,000	△ 8,910	18,090	1 配当割交付 金	△ 8,910	交付額決定により
計	27,000	△ 8,910	18,090			

第5款 株式等譲渡所得割交付金
第1項 株式等譲渡所得割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 株式等譲渡 所得割交付 金	11,933	4,958	16,891	1 株式等譲渡 所得割交付 金	4,958	交付額決定により
計	11,933	4,958	16,891			

第6款 法人事業税交付金
第1項 法人事業税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 法人事業税 交付金	22,700	41,800	64,500	1 法人事業税 交付金	41,800	交付額決定により
計	22,700	41,800	64,500			

第7款 地方消費税交付金
第1項 地方消費税交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方消費税 交付金	1,200,000	159,953	1,359,953	1 地方消費税 交付金	159,953	交付額決定により
計	1,200,000	159,953	1,359,953			

第8款 環境性能割交付金
第1項 環境性能割交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 環境性能割 交付金	10,900	3,497	14,397	1 環境性能割 交付金	3,497	交付額決定により
計	10,900	3,497	14,397			

第9款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

第1項 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	82,305	△ 3,390	78,915	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	△ 3,390	交付額決定により
計	82,305	△ 3,390	78,915			

第10款 地方特例交付金

第1項 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	42,041	△ 1,087	40,954	1 地方特例交付金	△ 1,087	個人住民税減収補填特例交付金 <u>2,408</u> 自動車税減収補填特例交付金 <u>△ 1,685</u> 軽自動車税減収補填特例交付金 <u>△ 1,810</u>
計	42,041	△ 1,087	40,954			

第10款 地方特例交付金

第2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	611,000	△ 556,946	54,054	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	△ 556,946	交付額決定により
計	611,000	△ 556,946	54,054			

第11款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	11,744,050	293,140	12,037,190	1 地方交付税	293,140	特別交付税
計	11,744,050	293,140	12,037,190			

第12款 交通安全対策特別交付金
第1項 交通安全対策特別交付金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 交通安全対策特別交付金	4,367	335	4,702	1 交通安全対策特別交付金	335	交付額決定により
計	4,367	335	4,702			

第13款 分担金及び負担金
第1項 負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	132,970	△ 266	132,704	3 児童福祉費負担金	△ 266	養育医療費負担金
2 土木費負担金	11	△ 11	0	1 住宅費負担金	△ 11	木造住宅耐震診断派遣対象者負担金
計	132,981	△ 277	132,704			

第14款 使用料及び手数料
第2項 手数料

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務手数料	32,728	△ 500	32,228	2 戸籍住民基本台帳手数料	△ 500	戸籍住民基本台帳手数料
3 衛生手数料	111,971	△ 621	111,350	2 清掃手数料	△ 621	一般廃棄物処理手数料
計	146,343	△ 1,121	145,222			

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の 額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	4,322,003	△ 231,803	4,090,200	1 社会福祉費負担金	△ 10,352	障害者自立支援給付費等負担金 △ 7,750 特別障害者手当等給付費負担金 △ 1,050 生活困窮者自立支援事業費負担金 △ 1,552
				3 児童福祉費負担金	△ 139,018	児童手当負担金 △ 9,450 保育所運営費負担金 △ 105,444 児童扶養手当負担金 △ 23,624 養育医療費負担金 △ 500

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				4 生活保護費 負担金	△ 82,433	生活保護費負担金
2 衛生費国庫 負担金	466,292	△ 53,500	412,792	1 保健衛生費 負担金	△ 53,500	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担 金
計	4,931,459	△ 285,303	4,646,156			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫 補助金	94,740	1,949	96,689	1 総務管理費 補助金	1,949	地熱発電の資源量調査・理解促進事業費補助金 <u>△ 3,864</u> 社会保障・税番号制度カード関連事務交付金 <u>△ 5,637</u> 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 <u>△ 4,081</u> 半島振興広域連携促進事業費補助金 <u>△ 2,469</u> 都市構造再編集中支援事業費補助金 <u>18,000</u>
2 民生費国庫 補助金	2,465,108	△ 316,211	2,148,897	1 社会福祉費 補助金	△ 284,499	地域生活支援事業費補助金 <u>△ 2,399</u> 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 <u>△ 282,100</u>
				2 児童福祉費 補助金	△ 31,712	保育所等整備交付金 <u>△ 59</u> 子育てのための施設等利用給付交付金 <u>△ 1,533</u> 保育対策総合支援事業費補助金 <u>△ 1,820</u> 地域子供の未来応援交付金 <u>△ 1,250</u> 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 交付金 <u>△ 17,050</u> 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 <u>△ 10,000</u>
3 衛生費国庫 補助金	244,583	△ 57,873	186,710	1 保健衛生費 補助金	△ 53,766	感染症予防事業費等国庫補助金 <u>△ 866</u> 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 補助金 <u>△ 52,900</u>
				2 清掃費補助 金	△ 4,107	災害等廃棄物処理事業費補助金
5 土木費国庫 補助金	319,649	77,764	397,413	1 道路橋りよ う費補助金	82,132	社会資本整備総合交付金 <u>△ 52,340</u> 防災・安全社会資本整備交付金 <u>61,472</u> 臨時道路除雪事業費交付金 <u>73,000</u>
				2 都市計画費 補助金	△ 2,148	社会資本整備総合交付金 <u>△ 50</u> 防災・安全社会資本整備交付金 <u>△ 2,098</u>
				3 住宅費補助 金	△ 2,220	社会資本整備総合交付金
6 消防費国庫 補助金	3,800	△ 924	2,876	1 消防費補助 金	△ 924	社会資本整備総合交付金

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
7 教育費国庫 補助金	65,965	△ 9,804	56,161	2 小学校費補 助金	△ 7,247	特別支援教育就学奨励費補助金（児童分） 学校施設環境改善交付金 <u>△ 473</u> <u>△ 6,774</u>	
				3 中学校費補 助金	△ 370		特別支援教育就学奨励費補助金（生徒分） へき地児童生徒援助費等補助金 <u>△ 377</u> <u>7</u>
				5 保健体育費 補助金	△ 2,187		学校保健特別対策事業費補助金
10 地方創生推 進交付金	522,404	61,981	584,385	1 地方創生推 進交付金	△ 1,304	地方創生推進交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金	
				2 地方創生臨 時交付金	63,285		
11 災害復旧費 国庫補助金	5,384	△ 159	5,225	1 公共土木施 設災害復旧 費補助金	△ 159	都市災害復旧事業費補助金	
計	5,334,339	△ 243,277	5,091,062				

第16款 県支出金
第1項 県負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 総務費県負 担金	3,000	△ 1,742	1,258	1 総務管理費 負担金	△ 1,742	東京2020聖火リレー青森県実行委員会負担金	
2 民生費県負 担金	1,139,270	△ 85,326	1,053,944	1 社会福祉費 負担金	△ 4,775	障害者自立支援給付費等負担金 保育所運営費負担金 養育医療費負担金 <u>△ 62,910</u> <u>△ 100</u>	
				3 児童福祉費 負担金	△ 63,010		
				4 生活保護費 負担金	△ 513		生活保護法第73条負担金
				5 災害救助費 負担金	△ 17,028		災害救助費負担金
4 消防費県負 担金	55,815	△ 41,618	14,197	1 災害救助費 負担金	△ 41,618	災害救助費負担金	
計	1,605,147	△ 128,686	1,476,461				

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	165,440	△ 9,932	155,508	1 社会福祉費 補助金	△ 3,289	地域生活支援事業費補助金 <u>△ 1,199</u> 民生委員協議会補助金 <u>302</u> 重度心身障害者医療費助成事業費補助金 <u>△ 2,392</u>
				3 児童福祉費 補助金	△ 6,643	ひとり親家庭等医療費補助金 <u>△ 1,000</u> 子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・ 子育て支援事業費補助金） <u>△ 106</u> 子育てのための施設等利用給付交付金 <u>△ 766</u> 乳幼児はつらつ育成事業費補助金 <u>△ 5,398</u> 保育対策総合支援事業費補助金 <u>627</u>
3 衛生費県補 助金	25,889	△ 2,024	23,865	1 保健衛生費 補助金	△ 2,024	青森県浄化槽整備費補助金 <u>△ 823</u> 風しん抗体検査事業費補助金 <u>△ 119</u> 青森県元気な地域づくり支援事業費補助金 <u>△ 1,082</u> 集団健康教育事業 <u>△ 1,082</u>
4 労働費県補 助金	2,448	△ 2,000	448	1 労働諸費補 助金	△ 2,000	青森県移住支援事業費補助金
5 農林水産業 費県補助金	150,403	△ 11,532	138,871	1 農業費補助 金	△ 7,078	農業振興費補助金 <u>△ 4,500</u> 産地パワーアップ事業費補助金 <u>△ 4,500</u> 地籍調査事業費補助金 <u>△ 1,578</u> 機構集積協力金交付事業費補助金 <u>△ 1,000</u>
				3 水産業費補 助金	△ 4,454	漁村再生交付金 <u>△ 4,294</u> 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業費補 助金 <u>△ 160</u>
6 商工費県補 助金	70,287	47,239	117,526	1 商工費補助 金	47,239	青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策 事業費補助金
7 土木費県補 助金	376	△ 285	91	1 土木管理費 補助金	△ 285	青森県住宅耐震診断推進事業費補助金 <u>△ 34</u> 青森県住宅耐震改修促進支援事業費補助金 <u>△ 251</u>
8 消防費県補 助金	10,618	△ 3,099	7,519	1 消防費補助 金	△ 3,099	要配慮者等屋内退避施設維持管理事業補助金 <u>△ 483</u> 原子力防災対策事業費補助金 <u>△ 2,616</u>
9 教育費県補 助金	3,614	△ 276	3,338	2 社会教育費 補助金	△ 1,352	放課後子ども教室補助金
				3 保健体育費 補助金	1,076	青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策 事業費補助金
10 電源立地地 域対策等交 付金	170,150	△ 10,024	160,126	2 広報・調査 等交付金	△ 10,024	広報・調査等交付金
11 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	317,745	△ 1,110	316,635	1 青森県核燃 料物質等取 扱税交付金	△ 1,110	青森県核燃料物質等取扱税交付金

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
13 災害復旧費 県補助金	10,250	△ 8,055	2,195	1 農林水産業 施設災害復 旧費補助金	△ 8,055	農業用施設災害復旧事業費補助金
計	1,313,249	△ 1,098	1,312,151			

第16款 県支出金
第3項 県委託金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費県委 託金	130,355	△ 400	129,955	4 選挙費委託 金	△ 400	衆議院議員総選挙費委託金
4 商工費県委 託金	3,361	561	3,922	1 商工費委託 金	561	水道施設管理委託金
7 衛生費県委 託金	74,239	△ 22,000	52,239	1 保健衛生費 委託金	△ 22,000	新型コロナウイルス感染症の無症状者等の受入施設確保及び宿泊施設運営業務委託金
計	209,394	△ 21,839	187,555			

第17款 財産収入
第1項 財産運用収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 利子及び配 当金	184	△ 1	183	12 ふるさと納 税寄附金基 金運用収入	△ 1	決算見込み
計	18,827	△ 1	18,826			

第18款 寄附金
第1項 寄附金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費寄附 金	221,944	7,931	229,875	1 ふるさと納 税寄附金	△ 16,734	決算見込み
				2 まち・ひと ・しごと創 生寄附金	12,100	まち・ひと・しごと創生寄附金
				3 災害対策費 寄附金	12,565	災害対策費寄附金

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
2 民生費寄附 金	26,779	△ 4	26,775	1 災害対策費 寄附金	△ 4	災害対策費寄附金	
3 衛生費寄附 金	0	3,799	3,799	1 保健衛生費 寄附金	3,799	保健衛生費寄附金	
4 農林水産業 費寄附金	0	200	200	1 水産業費寄 附金	200	農林水産業費寄附金	
5 商工費寄附 金	0	300	300	1 商工振興費 寄附金	300	商工振興費寄附金	
6 教育費寄附 金	0	3,005	3,005	1 教育総務費 寄附金	1,605	子ども夢育成事業費寄附金 医学部就学資金寄附金 育英資金寄附金 405 200 1,000	
				2 社会教育費 寄附金	400		図書館費寄附金
				3 保健体育費 寄附金	1,000		保健体育費寄附金
計	248,723	15,231	263,954				

第19款 繰入金

第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 育英基金繰 入金	38,160	△ 2,880	35,280	1 育英基金繰 入金	△ 2,880	決算見込み
3 子ども夢育 成基金繰入 金	5,024	△ 1,933	3,091	1 子ども夢育 成基金繰入 金	△ 1,933	決算見込み
4 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	66,600	△ 1,000	65,600	1 特定防衛施 設周辺整備 調整交付金 事業基金繰 入金	△ 1,000	決算見込み
5 太陽の恵み 基金繰入金	650	△ 300	350	1 太陽の恵み 基金繰入金	△ 300	決算見込み
6 地域振興基 金繰入金	553,601	△ 6,092	547,509	1 地域振興基 金繰入金	△ 6,092	決算見込み
7 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	214,030	△ 9,818	204,212	1 ふるさと納 税寄附金基 金繰入金	△ 9,818	決算見込み

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 減債基金繰 入金	50,000	△ 50,000	0	1 減債基金繰 入金	△ 50,000	決算見込み
10 地域基盤安 定化基金繰 入金	117,000	△ 117,000	0	1 地域基盤安 定化基金繰 入金	△ 117,000	決算見込み
12 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	0	3,873	3,873	1 中小企業経 営安定化資 金利子補給 基金繰入金	3,873	中小企業経営安定化資金利子補給基金繰入金
計	2,161,957	△ 185,150	1,976,807			

第20款 諸収入

第4項 受託事業収入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 農林水産業 費受託事業 収入	3,783	△ 120	3,663	1 畜産業費受 託事業収入	△ 120	決算見込み
計	24,596	△ 120	24,476			

第20款 諸収入

第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	120,554	△ 3,038	117,516	1 雑入	△ 3,038	舗装改修工事下水道負担分 1,928 新型コロナウイルス感染症対策事業支援金 5,000 青森県市議会議長会災害見舞金 20 全国都市職員災害共済会災害見舞金 300 公益財団法人青森県市町村振興協会災害見舞金 500 一般財団法人全国市町村振興協会市町村災害支援 金 300 大畑消防団第8分団解体損失補償金 3,327 弘前大学食支援事業費(弘前大学負担分) 491 コミュニティ助成事業費助成金外 △ 14,904
計	130,389	△ 3,038	127,351			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務債	1,975,758	△ 52,000	1,923,758	1 総務管理債	△ 51,800	電気通信施設整備債 庁舎整備債 基金造成債 財産管理債 <u>△ 7,200</u> <u>△ 32,500</u> <u>△ 12,000</u> <u>△ 100</u>
				2 徴税債	△ 200	電気通信施設整備債
2 民生債	68,600	△ 2,000	66,600	1 社会福祉債	△ 1,300	社会福祉施設整備債
				2 老人福祉債	△ 700	老人福祉施設整備債
3 衛生債	42,900	△ 26,900	16,000	1 清掃債	△ 26,900	清掃施設整備債
4 農林水産業 債	98,200	△ 3,700	94,500	1 農業債	△ 200	農業施設整備債
				2 畜産業債	△ 2,000	畜産基盤整備債
				3 水産業債	△ 1,500	漁港整備債 漁港管理債 <u>△ 100</u> <u>△ 1,400</u>
5 商工債	56,100	△ 15,400	40,700	1 商工債	△ 15,400	観光施設整備債 商工施設整備債 産業振興債 <u>△ 100</u> <u>△ 14,100</u> <u>△ 1,200</u>
6 土木債	936,800	△ 209,200	727,600	1 道路橋りよ う債	△ 29,300	道路橋りよう整備債
				2 河川債	△ 14,000	河川整備債
				3 都市計画債	△ 161,000	公園施設整備債 街路整備債 コンパクトシティ推進債 <u>△ 200</u> <u>△ 72,000</u> <u>△ 88,800</u>
				4 住宅債	△ 4,900	公営住宅整備債
7 消防債	417,700	△ 20,300	397,400	1 消防債	△ 20,300	消防施設整備債 災害援護資金貸付金 <u>△ 2,700</u> <u>△ 17,600</u>
8 教育債	1,659,600	△ 151,800	1,507,800	1 小学校債	△ 38,900	小学校整備債
				2 中学校債	△ 3,100	中学校整備債 中学校管理債 <u>△ 2,000</u> <u>△ 1,100</u>

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				3 社会教育債	△ 6,600	社会教育施設整備債 重要文化財修復事業債 <u>△ 6,500</u> <u>△ 100</u>
				4 保健体育債	△ 103,200	学校給食施設整備債 体育施設整備債 <u>△ 85,300</u> <u>△ 17,900</u>
9 公営企業債	287,400	△ 48,600	238,800	1 公営企業債	△ 48,600	医療施設整備債 上水道事業債 <u>△ 4,200</u> <u>△ 44,400</u>
10 災害復旧債	114,400	△ 5,200	109,200	1 農林水産業 施設災害復 旧債	△ 5,100	農地農業用施設災害復旧債
				2 公共土木施 設災害復旧 債	△ 100	都市災害復旧債
計	5,657,458	△ 535,100	5,122,358			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
	43,582,658	△ 984,637	42,598,021	

歳出

第1款 議会費
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 議会費	244,486	△ 18,500	225,986				△ 18,500	8 旅費	△ 14,500	決算見込み
								9 交際費	△ 1,000	
								12 委託料	△ 2,000	
								13 使用料及 び賃借料	△ 1,000	
計	244,486	△ 18,500	225,986				△ 18,500			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
1 一般管理 費	1,044,536	△ 12,300	1,032,236				△ 12,300	8 旅費	△ 1,500	決算見込み	
								9 交際費	△ 1,400		
								10 需用費	△ 900		
								13 使用料及 び賃借料	△ 8,500		
2 企画費	450,220	△ 51,953	398,267	19,841			△ 42,979	△ 28,815	7 報償費	△ 15,775	決算見込み
								8 旅費	△ 5,734		
								10 需用費	△ 229		
								12 委託料	△ 12,389		
								17 備品購入 費	△ 4,972		
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 12,854		
3 調整費	1,146	△ 680	466				△ 680	8 旅費	△ 680	決算見込み	
4 原子力広 報調査費	13,347	△ 10,024	3,323	△ 10,024				8 旅費	△ 4,024	決算見込み	
								12 委託料	△ 6,000		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 再生可能 エネルギー 推進費	6,811	△ 4,164	2,647	△ 3,864		△ 300		7 報償費	△ 168	決算見込み
								8 旅費	△ 699	
								12 委託料	△ 2,985	
								13 使用料及 び賃借料	△ 12	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 300	
7 人事管理 費	192,006	△ 7,245	184,761	△ 2,066		△ 1,795	△ 3,384	8 旅費	△ 2,245	決算見込み
								12 委託料	△ 1,000	
								13 使用料及 び賃借料	△ 1,500	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 2,500	
13 庁舎管理 費	211,712	△ 7,208	204,504	1,919	△ 9,100		△ 27	14 工事請負 費	△ 7,208	決算見込み
14 川内庁舎 管理費	29,534	△ 53	29,481		△ 100		47	12 委託料	△ 53	決算見込み
17 車両管理 費	54,803	△ 8,500	46,303				△ 8,500	10 需用費	△ 5,500	決算見込み
								11 役務費	△ 500	
								17 備品購入 費	△ 2,500	
18 広報費	50,366	△ 3,232	47,134		△ 2,400		△ 832	12 委託料	△ 3,232	決算見込み
20 経営改善 費	64,121	△ 8,764	55,357	17,680			△ 26,444	11 役務費	△ 360	決算見込み
								13 使用料及 び賃借料	△ 1,474	
								14 工事請負 費	△ 99	
								17 備品購入 費	△ 4,631	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 2,200	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
21 市民連携 推進費	3,856	△ 1,942	1,914			△ 300	△ 1,642	8 旅費 △ 342 18 負担金補 助及び交 付金 △ 1,600	決算見込み	
22 情報管理 費	325,101	△ 22,008	303,093	△ 4,118	△ 4,800		△ 13,090	10 需用費 △ 3,000 12 委託料 △ 9,178 17 備品購入 費 △ 9,830	決算見込み	
23 コミュニ ティセン ター管理 費	104,977	0	104,977	3,392			△ 3,392	/	財源更正	
30 財政調整 基金費	418,150	1,200,000	1,618,150				1,200,000	24 積立金 1,200,000	財政調整基金積立て	
33 公共施設 整備基金 費	1	25,039	25,040			20,612	4,427	24 積立金 25,039	公共施設整備基金積立て	
36 ふるさと 納税寄附 金基金費	220,945	△ 16,735	204,210			△ 16,735		24 積立金 △ 16,735	決算見込み	
38 過疎地域 自立促進 基金費	60,002	△ 12,000	48,002		△ 12,000			24 積立金 △ 12,000	決算見込み	
39 庁舎建設 費	172,834	△ 2,500	170,334	18,000	△ 23,400		2,900	21 補償補て ん及び賠 償金 △ 2,500	決算見込み	
計	4,267,482	1,055,731	5,323,213	40,760	△ 51,800	△ 41,497	1,108,268			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務 費	245,954	△ 190	245,764		△ 200		10	12 委託料 △ 190	決算見込み	
計	275,258	△ 190	275,068		△ 200		10			

第2款 総務費
第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	152,938	△ 3,900	149,038	△ 3,400		△ 500		10 需用費	△ 500	決算見込み
								11 役務費	△ 500	
								13 使用料及 び賃借料	△ 2,900	
計	152,938	△ 3,900	149,038	△ 3,400		△ 500				

第2款 総務費
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 衆議院議 員総選挙 費	42,010	△ 400	41,610	△ 400				10 需用費	△ 400	決算見込み
計	82,806	△ 400	82,406	△ 400						

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	262,049	△ 7,100	254,949	302			△ 7,402	18 負担金補 助及び交 付金	△ 7,100	決算見込み
2 障害福祉 費	2,267,924	△ 30,484	2,237,440	△ 19,565			△ 10,919	12 委託料	△ 2,300	決算見込み
								19 扶助費	△ 28,184	
5 交通安全 対策費	11,138	0	11,138			△ 539	539			財源更正
6 交通広場 管理費	2,036	△ 452	1,584	△ 458		△ 593	599	14 工事請負 費	△ 452	決算見込み
7 公害対策 費	3,468	△ 800	2,668				△ 800	12 委託料	△ 800	決算見込み
8 総合福祉 センター 管理費	45,735	△ 1,347	44,388		△ 1,300		△ 47	14 工事請負 費	△ 1,347	決算見込み
10 生活困窮 者自立支 援費	24,464	△ 2,069	22,395	△ 1,552			△ 517	19 扶助費	△ 2,069	決算見込み

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
11 災害対策 費	54,200	△ 17,043	37,157	△ 17,028		△ 15		12 委託料	△ 17,028	決算見込み
								19 扶助費	△ 15	
12 住民税非 課税世帯 等に対す る臨時特 別給付金 措置費	1,220,181	△ 282,100	938,081	△ 282,100				18 負担金補 助及び交 付金	△ 282,100	決算見込み
計	3,912,283	△ 341,395	3,570,888	△ 320,401	△ 1,300	△ 1,147	△ 18,547			

第3款 民生費

第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 老人福祉 総務費	1,303,394	△ 18,900	1,284,494			△ 4,921	△ 13,979	12 委託料	△ 1,500	決算見込み
								19 扶助費	△ 17,400	
3 老人福祉 センター 管理費	10,343	△ 670	9,673		△ 700			14 工事請負 費	△ 670	決算見込み
計	1,323,699	△ 19,570	1,304,129		△ 700	△ 4,921	△ 13,949			

第3款 民生費

第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	423,764	△ 21,932	401,832	△ 9,547		△ 266	△ 12,119	12 委託料	△ 6,600	決算見込み
								19 扶助費	△ 15,332	
2 児童手当 措置費	562,921	△ 13,500	549,421	△ 9,450			△ 4,050	19 扶助費	△ 13,500	決算見込み
3 児童扶養 手当措置 費	406,604	△ 70,872	335,732	△ 23,624			△ 47,248	19 扶助費	△ 70,872	決算見込み
6 保育所費	2,420,970	△ 265,134	2,155,836	△ 170,712			△ 94,422	18 負担金補 助及び交 付金	△ 66	決算見込み
								19 扶助費	△ 265,068	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
7 キッズパーク管理費	7,271	△ 400	6,871			△ 400		12 委託料	△ 400	決算見込み
8 子育て世帯生活支援特別給付金措置費	112,537	△ 17,050	95,487	△ 17,050				18 負担金補助及び交付金	△ 17,050	決算見込み
9 子育て世帯への臨時特別給付金措置費	768,616	△ 10,000	758,616	△ 10,000				18 負担金補助及び交付金	△ 10,000	決算見込み
計	4,706,444	△ 398,888	4,307,556	△ 240,383		△ 666	△ 157,839			

第3款 民生費

第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 扶助費	2,359,873	△ 111,963	2,247,910	△ 82,946			△ 29,017	19 扶助費	△ 111,963	決算見込み
計	2,525,394	△ 111,963	2,413,431	△ 82,946			△ 29,017			

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生総務費	1,224,069	△ 28,426	1,195,643	△ 22,395			△ 6,031	10 需用費	△ 1,049	決算見込み
								12 委託料	△ 20,500	
								17 備品購入費	△ 500	
								18 負担金補助及び交付金	△ 6,377	
2 健康増進費	91,246	△ 11,572	79,674	△ 1,082			△ 10,490	10 需用費	△ 2,900	決算見込み
								11 役務費	△ 1,000	
								12 委託料	△ 7,672	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 老人医療 給付費	744,669	△ 1,500	743,169				△ 1,500	12 委託料	△ 1,500	決算見込み
4 予防費	763,387	△ 129,900	633,487	△ 105,486		3,799	△ 28,213	10 需用費	△ 13,000	決算見込み
								11 役務費	△ 1,400	
								12 委託料	△ 87,000	
								13 使用料及 び賃借料	△ 23,000	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 5,500	
5 母子衛生 費	69,112	△ 11,805	57,307	1,102			△ 12,907	11 役務費	△ 5	決算見込み
								12 委託料	△ 10,000	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,800	
9 環境整備 費	14,313	△ 4,949	9,364	△ 823			△ 4,126	18 負担金補 助及び交 付金	△ 4,949	決算見込み
計	2,956,068	△ 188,152	2,767,916	△ 128,684		3,799	△ 63,267			

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 じん芥処 理費	1,878,862	△ 177,133	1,701,729	△ 1,110	△ 26,900	△ 621	△ 148,502	12 委託料	△ 29,300	決算見込み
								14 工事請負 費	△ 6,333	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 141,500	
3 災害対策 費	60,829	△ 8,214	52,615	△ 4,107			△ 4,107	12 委託料	△ 8,214	決算見込み
計	1,983,299	△ 185,347	1,797,952	△ 5,217	△ 26,900	△ 621	△ 152,609			

第5款 労働費
第1項 労働諸費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 労働諸費	36,579	△ 21,800	14,779	△ 19,900		△ 269	△ 1,631	12 委託料 △ 1,000 18 負担金補 助及び交 付金 △ 20,800	決算見込み	
計	36,579	△ 21,800	14,779	△ 19,900		△ 269	△ 1,631			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
3 農業振興 費	71,257	△ 19,489	51,768	△ 389			△ 19,100	18 負担金補 助及び交 付金 △ 19,489	決算見込み	
4 農地費	9,878	△ 220	9,658		△ 200		△ 20	18 負担金補 助及び交 付金 △ 220	決算見込み	
5 地籍調査 事業費	11,340	△ 2,222	9,118	△ 1,578			△ 644	8 旅費 △ 222 12 委託料 △ 2,000	決算見込み	
計	239,941	△ 21,931	218,010	△ 1,967	△ 200		△ 19,764			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 畜産振興 費	36,554	△ 2,540	34,014		△ 2,000	△ 120	△ 420	12 委託料 △ 2,540	決算見込み	
計	94,658	△ 2,540	92,118		△ 2,000	△ 120	△ 420			

第6款 農林水産業費
第3項 林業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 林業総務 費	15,390	△ 5,268	10,122				△ 5,268	12 委託料 △ 5,268	決算見込み	
2 林業振興 費	27,692	10,087	37,779	100			9,987	12 委託料 △ 1,000 18 負担金補 助及び交 付金 △ 800	森林環境譲与税基金積立 て 11.887 決算見込み	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
							24 積立金	11,887		
計	61,934	4,819	66,753	100			4,719			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 水産振興 費	114,691	△ 13,618	101,073	25,757		△ 679	△ 38,696	18 負担金補 助及び交 付金	△ 13,618 決算見込み	
3 漁港管理 費	18,388	△ 739	17,649		△ 1,400		661	14 工事請負 費	△ 739 決算見込み	
5 関根漁港 施設整備 費	80,889	△ 2,730	78,159	△ 4,294			1,564	10 需用費	△ 142 決算見込み	
								14 工事請負 費	△ 2,588	
6 災害対策 費	21,924	0	21,924	△ 160	△ 100		260			財源更正
計	315,618	△ 17,087	298,531	21,303	△ 1,500	△ 679	△ 36,211			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 商工振興 費	679,999	△ 103,094	576,905	30,812		8,678	△ 142,584	10 需用費	△ 83 決算見込み	
								11 役務費	△ 1,520	
								12 委託料	△ 5,086	
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 96,405	
3 観光費	219,717	△ 21,074	198,643	2,839	△ 100	879	△ 24,692	8 旅費	△ 500 決算見込み	
								10 需用費	△ 2,600	
								12 委託料	△ 1,523	
								13 使用料及 び賃借料	△ 1,300	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
							14 工事請負 費	△ 2,271		
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 12,880		
5 むつ来さ まい館等 管理費	249,164	△ 19,549	229,615	1,943	△ 14,100		12 委託料	△ 186	決算見込み	
						△ 7,392	14 工事請負 費	△ 19,363		
6 産業振興 費	101,881	△ 2,055	99,826	7,585	△ 1,200	2,232	8 旅費	△ 1,400	決算見込み	
						△ 10,672	10 需用費	△ 600		
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 55		
7 北の防人 管理費	38,009	△ 609	37,400	1,083			12 委託料	△ 500	決算見込み	
						△ 1,692	14 工事請負 費	△ 52		
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 57		
計	1,452,146	△ 146,381	1,305,765	44,262	△ 15,400	11,789		△ 187,032		

第8款 土木費
第1項 土木管理費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 建築総務 費	105,386	△ 1,151	104,235	△ 855		△ 11	12 委託料	△ 147	決算見込み	
						△ 285	18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,004		
計	339,887	△ 1,151	338,736	△ 855		△ 11		△ 285		

第8款 土木費
第2項 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ 他				
2 土木維持 費	1,003,347	△ 17,440	985,907	80,199	△ 19,100		14 工事請負 費	△ 10,782	決算見込み	
						△ 78,539	17 備品購入 費	△ 3,758		

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,300		
							21 補償補て ん及び賠 償金	△ 1,600		
4 道路新設 改良費	391,821	△ 15,163	376,658	1,933	△ 10,200	1,928	△ 8,824	12 委託料	△ 9,238	決算見込み
								14 工事請負 費	△ 5,925	
5 特定交通 安全施設 整備費	6,000	△ 1,500	4,500				△ 1,500	14 工事請負 費	△ 1,500	決算見込み
計	1,455,221	△ 34,103	1,421,118	82,132	△ 29,300	1,928	△ 88,863			

第8款 土木費
第3項 河川費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 河川総務 費	26,011	△ 1,176	24,835		△ 2,700		1,524	18 負担金補 助及び交 付金	△ 1,176	決算見込み
2 河川改修 費	46,481	△ 11,930	34,551		△ 11,300		△ 630	14 工事請負 費	△ 11,930	決算見込み
3 災害対策 費	15,000	0	15,000			1,100	△ 1,100			財源更正
計	87,492	△ 13,106	74,386		△ 14,000	1,100	△ 206			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 公園管理 費	26,507	△ 2,065	24,442		△ 200		△ 1,865	12 委託料	△ 1,870	決算見込み
								14 工事請負 費	△ 195	
3 駅前広場 管理費	5,656	△ 500	5,156				△ 500	12 委託料	△ 500	決算見込み
4 かわうち まりん びーち管 理費	5,706	△ 400	5,306				△ 400	12 委託料	△ 400	決算見込み

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
5 街路整備 費	158,314	△ 73,816	84,498		△ 72,000		△ 1,816	14 工事請負 費 △ 18,628 16 公有財産 購入費 △ 5,665 21 補償補て ん及び賠 償金 △ 49,523	決算見込み	
6 コンパクト シティ 推進費	317,693	△ 91,234	226,459	△ 2,763	△ 88,800		329	11 役務費 △ 402 12 委託料 △ 7,659 14 工事請負 費 △ 75,422 16 公有財産 購入費 △ 6,068 17 備品購入 費 △ 83 18 負担金補 助及び交 付金 △ 1,600	決算見込み	
計	519,380	△ 168,015	351,365	△ 2,763	△ 161,000		△ 4,252			

第8款 土木費
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 市営住宅 建設費	125,726	△ 5,081	120,645	△ 1,650	△ 4,900		1,469	12 委託料 △ 423 14 工事請負 費 △ 4,658	決算見込み	
計	148,349	△ 5,081	143,268	△ 1,650	△ 4,900		1,469			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防 費	1,631,558	△ 488	1,631,070	3,537		16,966	△ 20,991	18 負担金補 助及び交 付金 △ 488	決算見込み	
2 非常備消 防費	88,971	△ 2,000	86,971				△ 2,000	12 委託料 △ 2,000	決算見込み	
3 水防対策 費	128	0	128			△ 114	114		財源更正	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4 防災対策 費	46,634	△ 8,259	38,375	△ 3,487		△ 22,608	17,836	8 旅費	△ 500	決算見込み
								10 需用費	△ 1,875	
								11 役務費	△ 50	
								12 委託料	△ 4,334	
								18 負担金補助及び交付金	△ 1,500	
5 消防施設 整備費	38,380	△ 316	38,064				2,384	17 備品購入 費	△ 316	決算見込み
6 災害対策 費	74,715	△ 59,218	15,497	△ 41,618	△ 17,600			10 需用費	△ 2,659	決算見込み
								12 委託料	△ 9,929	
								14 工事請負 費	△ 29,030	
								20 貸付金	△ 17,600	
計	1,880,386	△ 70,281	1,810,105	△ 41,568	△ 20,300	△ 5,756	△ 2,657			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 事務局費	267,089	0	267,089			5,340	△ 5,340			財源更正
3 義務教育 振興費	151,549	△ 19,147	132,402			△ 6,033	△ 13,114	7 報償費	△ 90	決算見込み
								8 旅費	△ 6,819	
								10 需用費	△ 4,130	
								12 委託料	△ 4,245	
								13 使用料及 び賃借料	△ 20	
								18 負担金補助及び交付金	△ 1,909	
								24 積立金	△ 1,934	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
5 学務管理 費	147,483	△ 11,488	135,995	△ 850		△ 1,430	△ 9,208	8 旅費	△ 1,000	決算見込み
								19 扶助費	△ 9,474	
								20 貸付金	△ 1,014	
計	600,405	△ 30,635	569,770	△ 850		△ 2,123	△ 27,662			

第10款 教育費

第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	493,547	△ 25,073	468,474	△ 6,273	△ 38,900	7,945	12,155	12 委託料	△ 8,197	決算見込み
								14 工事請負 費	△ 14,476	
								17 備品購入 費	△ 2,400	
2 小学校教 育振興費	8,718	0	8,718			△ 4,138	4,138			財源更正
計	502,265	△ 25,073	477,192	△ 6,273	△ 38,900	3,807	16,293			

第10款 教育費

第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区 分	金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 中学校管 理費	352,812	△ 12,170	340,642	7	△ 3,100	4,960	△ 14,037	12 委託料	△ 8,833	決算見込み
								13 使用料及 び賃借料	△ 2,000	
								14 工事請負 費	△ 1,337	
2 中学校教 育振興費	6,583	0	6,583			△ 3,185	3,185			財源更正
計	359,395	△ 12,170	347,225	7	△ 3,100	1,775	△ 10,852			

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	71,279	△ 8,846	62,433	△ 541		△ 1,000	△ 7,305	7 報償費	△ 2,928	決算見込み
								10 需用費	△ 4,429	
								12 委託料	△ 489	
								14 工事請負 費	△ 1,000	
2 公民館費	125,076	△ 3,547	121,529		△ 1,700		△ 1,847	12 委託料	△ 700	決算見込み
								14 工事請負 費	△ 2,847	
3 図書館費	189,498	△ 4,122	185,376		△ 3,800	400	△ 722	14 工事請負 費	△ 4,122	決算見込み
4 文化振興 費	98,984	△ 1,322	97,662		△ 100		△ 1,222	8 旅費	△ 425	決算見込み
								12 委託料	△ 897	
5 下北自然 の家管理 費	89,288	△ 770	88,518	990	△ 1,000		△ 760	14 工事請負 費	△ 770	決算見込み
計	574,125	△ 18,607	555,518	449	△ 6,600	△ 600	△ 11,856			

第10款 教育費
第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	69,651	△ 5,400	64,251				△ 5,400	8 旅費	△ 400	決算見込み
								18 負担金補 助及び交 付金	△ 5,000	
2 学校保健 費	42,267	△ 5,074	37,193	△ 2,187			△ 2,887	10 需用費	△ 4,374	決算見込み
								12 委託料	△ 700	
3 学校給食 費	261,681	△ 90,054	171,627		△ 85,300		△ 4,754	8 旅費	△ 1,000	決算見込み
								11 役務費	△ 807	
								12 委託料	△ 87,247	
								17 備品購入 費	△ 1,000	

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 体育施設 管理費	434,512	△ 7,303	427,209	△ 1,558	△ 17,600	1,000	10,855	14 工事請負 費	△ 7,303	決算見込み
6 ウェルネ スパーク 管理費	125,393	△ 396	124,997		△ 300		△ 96	14 工事請負 費	△ 396	決算見込み
8 むつ市総 合アリー ナ管理費	99,996	△ 9,029	90,967			△ 88,000	78,971	10 需用費	△ 3,000	決算見込み
								12 委託料	△ 6,029	
計	1,054,271	△ 117,256	937,015	△ 3,745	△ 103,200	△ 87,000	76,689			

第11款 公債費
第1項 公債費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 元金	5,828,126	△ 12,390	5,815,736				△ 12,390	22 償還金利 子及び割 引料	△ 12,390	決算見込み
2 利子	148,891	△ 16,033	132,858				△ 16,033	22 償還金利 子及び割 引料	△ 16,033	決算見込み
計	5,977,017	△ 28,423	5,948,594				△ 28,423			

第12款 諸支出金
第1項 公営企業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 公営企業 費	5,033,106	△ 42,923	4,990,183		△ 48,600	△ 6,091	11,768	18 負担金補 助及び交 付金	1,477	下北医療センター負担金 むつ総合病院 決算見込み
								23 投資及び 出資金	△ 44,400	
計	5,033,106	△ 42,923	4,990,183		△ 48,600	△ 6,091	11,768			

第14款 災害復旧費
第1項 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
3 都市災害 復旧費	10,769	△ 319	10,450	△ 159	△ 100		△ 60	12 委託料	△ 319	決算見込み
計	311,981	△ 319	311,662	△ 159	△ 100		△ 60			

第14款 災害復旧費
第2項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 農地農業 用施設災 害復旧費	21,700	0	21,700	△ 8,055	△ 5,100		13,155			財源更正
計	21,700	0	21,700	△ 8,055	△ 5,100		13,155			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源
				特定財源			
				国 県 支出金	地方債	その他	
	43,582,658	△ 984,637	42,598,021	△ 680,203	△ 535,100	△ 127,803	358,469

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	36,839,555	37,128,609	5,543,058	△ 529,900	5,013,158	5,823,523	△ 12,390	5,811,133	36,848,144	△ 517,510	36,330,634
(1)総務	18,585,523	17,956,927	1,975,758	△ 52,000	1,923,758	2,525,911	△ 1,611	2,524,300	17,406,774	△ 50,389	17,356,385
(2)民生	448,630	469,147	68,600	△ 2,000	66,600	40,509	△ 900	39,609	497,238	△ 1,100	496,138
(3)衛生	682,737	608,759	42,900	△ 26,900	16,000	73,221	△ 29	73,192	578,438	△ 26,871	551,567
(4)農林水産業	1,532,030	1,476,752	98,200	△ 3,700	94,500	213,652	△ 107	213,545	1,361,300	△ 3,593	1,357,707
(5)商工	50,192	80,768	56,100	△ 15,400	40,700	10,631	2,156	12,787	126,237	△ 17,556	108,681
(6)土木	4,612,645	4,467,347	732,200	△ 204,300	527,900	472,901	△ 217	472,684	4,726,646	△ 204,083	4,522,563
(7)公営住宅	1,274,886	1,314,339	204,600	△ 4,900	199,700	232,793	△ 64	232,729	1,286,146	△ 4,836	1,281,310
(8)消防	1,696,704	1,601,844	417,700	△ 20,300	397,400	468,002	△ 1,886	466,116	1,551,542	△ 18,414	1,533,128
(9)教育	7,033,414	7,966,109	1,659,600	△ 151,800	1,507,800	1,688,678	△ 9,699	1,678,979	7,937,031	△ 142,101	7,794,930
(10)公営企業	922,794	1,186,617	287,400	△ 48,600	238,800	97,225	△ 33	97,192	1,376,792	△ 48,567	1,328,225
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,433,300	2,619,956	363,600	△ 51,000	312,600	243,549	△ 6,805	236,744	2,740,007	△ 44,195	2,695,812
2. 災害復旧債	11,935	7,339	114,400	△ 5,200	109,200	4,603		4,603	117,136	△ 5,200	111,936
(1)公共施設	4,360	2,640				1,720	△ 1,000	720	920	1,000	1,920
(2)衛生											
(3)農林水産業			5,100	△ 5,100					5,100	△ 5,100	
(4)土木	4,999	2,979	109,300	△ 100	109,200	2,025	1,000	3,025	110,254	△ 1,100	109,154
(5)商工											
(6)教育	2,576	1,720				858		858	862		862
合計	36,851,490	37,135,948	5,657,458	△ 535,100	5,122,358	5,828,126	△ 12,390	5,815,736	36,965,280	△ 522,710	36,442,570

報告第27号

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,549千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,278,003千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,208,340	95,549	8,303,889
	2. 国庫補助金	3,681,833	95,549	3,777,382
歳入合計		39,182,454	95,549	39,278,003

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,008,365	95,549	10,103,914
	3. 児童福祉費	3,589,533	95,549	3,685,082
歳出合計		39,182,454	95,549	39,278,003

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	0	5,758,554
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	0	4,000
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	0	11,900
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	0	23,600
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0	58,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	0	1,360,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	0	13,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	0	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	0	32,001
11. 地 方 交 付 税	10,990,000	0	10,990,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	0	4,569
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	0	121,055
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	8,208,340	95,549	8,303,889
16. 県 支 出 金	2,614,954	0	2,614,954
17. 財 産 収 入	28,788	0	28,788
18. 寄 附 金	201,800	0	201,800
19. 繰 入 金	1,260,489	0	1,260,489
20. 諸 収 入	2,475,102	0	2,475,102
21. 市 債	5,455,300	0	5,455,300
歳 入 合 計	39,182,454	95,549	39,278,003

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	243,016	0	243,016				
2. 総 務 費	4,135,436	0	4,135,436				
3. 民 生 費	10,008,365	95,549	10,103,914	95,549			
4. 衛 生 費	5,154,921	0	5,154,921				
5. 労 働 費	66,588	0	66,588				
6. 農 林 水 産 業 費	785,026	0	785,026				
7. 商 工 費	872,797	0	872,797				
8. 土 木 費	3,077,014	0	3,077,014				
9. 消 防 費	2,446,026	0	2,446,026				
10. 教 育 費	2,980,479	0	2,980,479				
11. 公 債 費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸 支 出 金	4,685,508	0	4,685,508				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
歳 出 合 計	39,182,454	95,549	39,278,003	95,549			

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	189,015	95,549	284,564	2 児童福祉費 補助金	95,549	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化 交付金
計	3,681,833	95,549	3,777,382			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
	39,182,454	95,549	39,278,003	

歳出

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地方債	その他					
8 子育て世帯生活支援特別給付金措置費	0	95,549	95,549	95,549				1 報酬	401	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費 ひとり親世帯分 ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分	
								3 職員手当等	1,049		95,549
								4 共済費	71		53,730
								8 旅費	6		41,819
								10 需用費	175		
								11 役務費	347		
								12 委託料	1,000		
								18 負担金補助及び交付金	92,500		
計	3,589,533	95,549	3,685,082	95,549							

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	39,182,454	95,549	39,278,003	95,549				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(689) 449	361,912	1,851,848	1,065,295	3,279,055	867,356	4,146,411	
補 正 前	(688) 449	361,511	1,851,848	1,064,246	3,277,605	867,285	4,144,890	
比 較	(1) 0	401	0	1,049	1,450	71	1,521	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	24,211	10,677	46,172	413,439	259,739	27,169	29,497	180,537	26,261	2,913
	補 正 前	44,680	24,211	10,677	46,172	413,351	259,739	27,169	29,497	179,576	26,261	2,913
	比 較	0	0	0	0	88	0	0	0	961	0	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(20) 449	1,662,439	994,673	2,657,112	774,183	3,431,295	
補 正 前	(20) 449	1,662,439	993,712	2,656,151	774,183	3,430,334	
比 較	(0) 0	0	961	961	0	961	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	175,256	26,261	2,913
	補 正 前	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	174,295	26,261	2,913
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	961	0	0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(669) 0	361,912	189,409	70,622	621,943	93,173	715,116	
補 正 前	(668) 0	361,511	189,409	70,534	621,454	93,102	714,556	
比 較	(1) 0	401	0	88	489	71	560	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,603	3,456	0	56,282	0	0	0	5,281	0	0
	補 正 前	0	5,603	3,456	0	56,194	0	0	0	5,281	0	0
	比 較	0	0	0	0	88	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	1,049	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	1,049	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 961 ・会計年度任用職員 期末手当 88

むつ市議会第252回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表（2）

目

次

議案第 3 3 号	むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例新旧対照表	5
報告第 2 1 号	むつ市税条例等の一部を改正する条例	
	第 1 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表	7
	第 2 条のむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表	22
報告第 2 2 号	むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	25
報告第 2 3 号	むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	27
報告第 2 4 号	むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	29
報告第 2 5 号	むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	31

議案第33号参考資料

むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市有林野に分収林を設定し、<u>森林資源の造成及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「造林者」とは、造林を目的とする<u>法人その他の団体</u>をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 前条の規定により分収林を設定できるものは、<u>造林、保育及び管理を行う十分な能力を有する造林者</u>でなければならない。</p> <p>(分収林契約の内容)</p> <p>第8条 分収林契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>植栽の期間及び方法</u></p> <p>(5) <u>保育の方法</u></p> <p>(6) <u>伐採の時期及び方法</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>新市町村建設促進法(昭和31年法律第164号)第25条の規定により国から払下げを受けた市有林野に分収林を設定し、住民の財産を造成し、民生の安定を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「造林者」とは、造林を目的に<u>団体を組織したもの</u>をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格)</p> <p>第4条 前条の規定により分収林を設定できるものは、<u>本市に居住する住民で造林を目的に団体を組織したものでなければならない。</u></p> <p>(分収林契約の内容)</p> <p>第8条 分収林契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>伐採の時期</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

報告第 2 1 号参考資料

むつ市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条のむつ市税条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第 2 0 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第 1 7 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第 2 0 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第 2 0 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p>

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(寄附金税額控除)

第18条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(規則で定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第20条の2第1項の規定による申告書

(2) 第20条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(寄附金税額控除)

第18条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(規則で定めるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第18条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この

場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6)～(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第18条の9 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額

場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

(6)～(10) (略)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第18条の9 所得割の納税義務者が、第17条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額

は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限り)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限り)で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額

は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第20条の2 第11条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第18条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1

控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第12条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長の定める様式による。

3～9 (略)

第20条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め

項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式による。

3～9 (略)

第20条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第20条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定め

るところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第35条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の

るところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第20条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国

(1) (略)

(2)・(3) (略)

2～5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第32条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国

法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第35条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

第6条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条の3及び第18条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(固定資産税に係る法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2 (略)

3 固定資産税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 固定資産税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市

4 固定資産税に係る法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5・6 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提

長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅

出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第11条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

2～5 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第18条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第17条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第17条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

第19条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第20条の2第1項の規定による申告書

(2) 第20条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第20条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第18条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規

限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第20条の2第1項の規定による申告書

(2) 第20条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第18条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分

定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（都市計画税に係る法附則第15条第33項の条例で定める割合）

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（都市計画税に係る法附則第15条第34項の条例で定める割合）

の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第17条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第24条の4 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（都市計画税に係る法附則第15条第34項の条例で定める割合）

第25条 都市計画税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

（都市計画税に係る法附則第15条第35項の条例で定める割合）

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第34条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条

第25条の2 都市計画税に係る法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第27条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第34条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第124条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33

から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第2条のむつ市税条例等の一部を改正する条例の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(むつ市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 むつ市税条例(昭和35年むつ市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第20条の3の3第1項中「<u>扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又はは」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u></p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例第12条第2項及び第20条の3の3第1項並びに附則第4条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和</u></p>	<p>(むつ市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 むつ市税条例(昭和35年むつ市条例第3号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第20条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改める。</p> <p>(後略)</p> <p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税について</u></p>

5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

報告第 2 2 号参考資料

むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。以下次項及び第 4 項において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 5 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 0 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>2 0 万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、<u>6 5 万円</u>）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 0 万円</u> を超える場合には、<u>2 0 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。以下次項及び第 4 項において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 3 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 3 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>1 9 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>1 9 万円</u> とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 2 3 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 3 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 3 万円</u> を超える場合には、<u>6 3 万円</u>）及び同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1 9 万円</u> を超える場合には、<u>1 9 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオに掲</p>

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

報告第23号参考資料

むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、本市に係る半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第2号の中欄又は第45条第3項の表の第2号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）及び情報サービス業等の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税を軽減することにより、本市の振興及び均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から令和5年3月31日までの間に、租税特別措置法<u>第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号</u>の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（前条に規定する事業の用に供するものに限る。）であって取得価額の合計額が500万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、本市に係る半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の5第1項に規定する認定産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）に記載された法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第2号の中欄又は第45条第2項の表の第2号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）及び情報サービス業等の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税を軽減することにより、本市の振興及び均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日（以下「計画期間の初日」という。）から令和5年3月31日までの間に、租税特別措置法<u>第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号</u>の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（前条に規定する事業の用に供するものに限る。）であって取得価額の合計額が500万円（製造の事業又は旅館業の用に供する施設又は設備の取得である場合は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項に</u></p>

1号に規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円)以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税については、不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

規定する資本金の額等が1,000万円超5,000万円以下である法人にあっては1,000万円、資本金の額等が5,000万円超である法人にあっては2,000万円)以上のもの並びに当該家屋の敷地である土地(計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税については、不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

報告第24号参考資料

むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備で租税特別措置法<u>第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、同条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u>の規定の適用を受ける製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。第2号において同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。第1号において同じ。）の用に供する設備で租税特別措置法<u>第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）の取得等（法第23</p>

条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(1)・(2) (略)

条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除する。

(1)・(2) (略)

報告第25号参考資料

むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第8項第6号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第19項第7号</u>に規定する中小企業者及び<u>法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項</u>に規定する中小</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 地方活力向上地域内において、法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和4年3月31日までの期間（第6条において「対象期間」という。）内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第10条第7項第6号</u>に規定する中小事業者、同法<u>第42条の4第8項第7号</u>に規定する中小企業者及び<u>同法第68条の9第8項第6号</u>に規定する<u>中小連結法人</u>にあつては、</p>

通算法人)にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

(不均一課税)

第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の課税の免除(以下「課税免除」という。)をする。

(不均一課税)

第6条 地方活力向上地域内において、対象期間内に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者(同項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者に対し、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について不均一の課税(以下「不均一課税」という。)をする。

